

神奈川県行政書士会会議室使用許可規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）会議室を使用するに当たり、本会会議室の維持管理が適正に行われるとともに、本会会員による会議室の利用を促進しその利便に資することを目的とする。

(使用できる範囲)

第 2 条 本規則に定める使用できる会議室は、別紙図面における範囲とする。

(会議室の使用)

第 3 条 本会会議室は、本会の会務に使用するとともに、本会の会員並びに職員または本会の許可を得た者（団体）の利用の用に供する。

(許可の制限)

第 4 条 次の各号に該当する場合は、会議室を使用することができない。

- (1) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的として使用する場合。
- (2) 過去の使用において、著しい規則違反があったとき。
- (3) その他会長が使用の許可を適当でないと認めたとき。

(許可の条件)

第 5 条 使用を許可する場合は、次の各号の条件を付して許可するものとする。

- (1) 火気を使用し又は危険物並びに酒類を持ち込まないこと。
- (2) 壁、窓その他施設に貼紙等を貼らないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発する等ビル内機関の執行を妨げないこと。
- (4) 使用後は、消灯、冷暖房器の停止及び備品を所定の位置に戻す等、所定の点検項目を確認すること。
- (5) 会議室内の施設、設備等を損傷し又は亡失したときは、会長に届け出てその指示に従うこと。
- (6) 使用に伴う事故等の責任は、使用責任者が負うこととする。

(使用に際しての手続等)

第 6 条 会議室使用における使用許可申請方法、使用料及び使用日における手続事項等並びに使用許可申請から使用日までの業務手順は、会議室使用手続等事務要領及び神奈川県行政書士会会議室の業務外使用手続事務要領として別に定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 21 日から施行する。（会議室使用手続等事務要領の制定による変更）

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。（会議室使用手続等事務要領の変更及び神奈川県行政書士会会議室の業務外使用手続事務要領の制定による変更）

附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。（別紙図面の改正）

別紙図面

